

償却資産の申告は1月末までに

申込 税務課
問合せ ☎35-3136

事業用の機械や工具などの減価償却資産は、毎年1月31日までに、市へ固定資産税(償却資産)の申告をしていただく必要があります。

市役所税務課または各支所地域振興課へ期限内に申告してください。

税理士による無料税務相談所の開設

申込 高山税務署
問合せ ☎32-1020

対象者 前年分の所得金額(※)が300万円以下の方で、消費税の課税事業者である場合は平成20年分の課税売上高が3,000万円以下の方

開設時期 2月16日(水)～18日(金)受付

時間 午前9時30分～正午
午後1時～4時

場所 市役所地下市民ホール
(花岡町2)

※青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または専業専従者控除額を控除する前の所得金額

地デジ放送視聴のためのチューナー給付支援

問合せ 総務省 地デジチューナー支援実施センター
NHK受信料全額免除世帯の方への支援 ☎0570-033840
市町村民税非課税世帯の方への支援 ☎0570-023724

経済的な理由で地上デジタル放送をまだ視聴できていない世帯に対して支援を行っています。対象となる世帯や支援内容は次のとおりです。

- ①生活保護などでNHK受信料が全額免除されている世帯**
【支援の内容】・地デジ対応の簡易チューナー(1台)の無償給付
・チューナーの訪問設置と屋外アンテナの無償改修
- ②世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯**
【支援の内容】・地デジ対応の簡易チューナー(1台)の配送での無償給付
(チューナー設置やアンテナ改修等はご自身で対応ください)

申込受付期間 1月24日から7月24日(消印有効)まで

軽自動車、オートバイ等をお持ちの方へ

問合せ 税務課
☎35-3136

軽自動車(オートバイ・農耕用などを含む)の税金は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。廃棄したり、他人に譲ったときには、早めに手続きをしましょう。

【登録内容変更の手続き先】

- ◇125cc以下の原付・小型特殊自動車(農耕作業用含む)等
⇒税務課または各支所地域振興課
- ◇125ccを超えるオートバイ
⇒飛騨自動車検査登録事務所(☎050-5540-2054)
- ◇軽自動車(四輪等)
⇒高山自家用自動車組合(☎32-0897)または
軽自動車検査協会岐阜事務所(☎058-279-1134)

○軽自動車税の減免について

身体障害者手帳などをお持ちの方で、基準に該当する方には軽自動車税の減免制度があります。希望される方はお問い合わせください。

なお、現在減免を受けている方には申請書類をお送りしますので、2月1日(火)までにご返送ください。

※乗用の農耕作業用小型特殊自動車(コンバインなど)は、軽自動車税の対象となります。

高山税務署からのお知らせ

確定申告の会場が変わります

高山税務署の平成22年分所得税(譲渡所得を含む)、個人事業者の消費税、贈与税の申告会場は
飛騨・世界生活文化センターから高山市民文化会館に変わります

飛騨・世界生活文化センターや税務署では、申告会場は開設されませんのでご注意ください。

開設期間 2月16日(水)～3月15日(火) ※土日は除く

開設時間 午前9時～午後5時

申告会場では、パソコンを利用してご自分で確定申告書を作成していただけます。パソコンを初めてお使いになる方にも安心してご利用できるサポート体制を整えています。 ※提出のみの方は、高山税務署でも受け付けております。

◎平成22年分所得税などの申告および納付期限

次の期限までに申告し、ご都合の良い金融機関で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署、確定申告会場(市民文化会館)、市役所に用意してある納付書を使用してください。

所得税・贈与税 ⇒ 3月15日(火)まで

消費税 ⇒ 3月31日(木)まで

◎振替納税をご利用ください

所得税・消費税については、便利で安全・確実な「振替納税」をご利用ください。

◎申請書はご自分で作成してお早めに

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」では、ご自分で確定申告書の作成ができます。

また、所得税・消費税については、国税電子申告・納税システム(e-Tax)でも、確定申告書を作成・提出することができます。

※e-Taxを利用するには、事前手続きが必要です。

問合せ **高山税務署 個人課税部門**
TEL32-1020